

マイクロソフト事件から ChatGPT・・・その後

松田政行

0 大昔からの言語・情報処理

原人・・・の登場（ホモサピエンスの祖先も同じ）250万年前、人類が言語を使い始めたのは30万年前（火を使い始めたのと同じ頃）、文字を使い始めたのは1万年～3千年前（文明によって幅があるが、紙・パピルスによる記録・伝達）、1450年グーテンベルグ活版印刷術570年前

コンピュータ（真空管・エニアック）第二次世界大戦中の米国 100年前・・・トランジスター・・・8ビット CPU50年前・・・。

1 コンピュータに関する担当した裁判（概観）

（n）は通し番号

（1）「マイクロソフト ベーシック インタープリタ事件」¹

日本初のコンピュータオペレーティングシステムプログラムの著作物性が問われた事件（肯定、米国マイクロソフト勝訴）。

日本においてプログラムが言語の著作物として保護対象となることを確定した初めての事件です。この訴訟の前後においてプログラムが著作権法上の著作物として規定されたという意味で立法を動かした事件といえることができます。

これによって保護される物は、**OSプログラム**ということになります。

（2）「ときめきメモリアル事件」²

ゲームソフトを改変するソフトの輸入・販売が著作者の権利を侵害するかが問われた事件（肯定、ゲーム会社勝訴）。

当時コンピュータ・ゲームの市場が爆発的に拡大し、これに便乗する改変ソフトが市場を侵害するという状況があったのです。いわゆる「アドオンソフト」です。ソフトメーカーの市場をどこまで保護するかが問われた事件です。メーカーには開発したソフトとその改変ソフト（将来開発のソフト）の市場まで認められたことにより、大きな投資が可能になって、現在の日本のゲームの世界における優位性が形成される結果になったのです。

これによって保護される物は、**ゲーム用プログラム**とその映像ということになります。

¹ 東京地方裁判所判決 昭和62年1月30日無体財産権関係民事・行政裁判例集19巻1号1頁

² 最高裁判所判決 平成13年2月13日 民集55巻1号87頁

(3) 「まねきTV事件」³

TV番組の転送サービスが放送事業者の権利（公衆送信権等）を侵害するかが問われた事件（侵害を肯定、東京キーTV局6社勝訴）。

(4) 「ロクラクII事件」⁴

TV番組のインターネット転送サービスにおいて放送事業者の権利（複製権）を侵害するかが問われた事件（侵害を肯定、東京キーTV局6社勝訴）

この(3)(4)の事件は、インターネット配信に関連してテレビ局がその番組送信をどこまで抑え得るかが問われた事件です。インターネットの普及に対応した市場において新たな侵害主体論を形成した事件です。

これによって保護される物は、放送番組・コンテンツということになります。

2 米国 Google Books 裁判⁵

(5) 2003年12月 Google 書籍の電子データサービス「Google Books」構想公表

Google は、ハーバード、スタンフォード、ミシガン、オックスフォード各図書館・・・ニューヨーク公共図書館・・・慶應大学図書館・・・一般市場からもコンテンツを収集し、巨大書籍データベース（ナショナルアーカイブ）を構築することを宣言。

これに対し、米国作家組合等が2005年9月訴訟提起（書籍をデータベースに取り込むことの差止）

Google は、2008年クラスアクションによる和解案を提示（データベース化・配信利用コンテンツに対する使用料の支払いをする機構を作る＝商用利用）、日本の作家・出版社も対象とする和解案を公告。・・・地裁最終承認せず、弁論に移行。

最高裁判決 Google のフェアユースの抗弁（データベースの取り込むことを許容し、商用利用は出来ないとした。）これによる全世界的文献データベースはどう使われるのか？

(6) 日本はどうする

国立国会図書館のデータベース化 2009年大改正 ナショナルアーカイブ構築（国費）。

日本における商用利用の先行的考察（「Google Books 裁判資料の分析とその評価ーナショナルアーカイブはどう創られるか」

³ 最高裁判所判決 平成23年1月18日 裁判所時報1524号23頁

⁴ 最高裁判所判決 平成23年1月20日 裁判所時報1524号24頁

⁵ 訴訟提起 2005年9月20日ニューヨーク州南部地区連邦地裁、2016年4月18日連邦最高裁決定

2021 年改正 絶版等書籍のインターネット配信 補償金徴収 出版社と作家に補償金支払い。・・・「絶版等」が外れる日？

(5)(6) で市場を問う物は、データベース。

3 さらに進む著作権市場の変化と AI の対応

(7) 補償金制度による配分

Google 訴訟等が立法の参考になり、現在著作権法性は大きく流れを変えています。これまで、権利者と侵害者間の 2 当事者を前提にした権利と利用が問われていたのですが、インターネットとその利用技術（汎用検索サイト、プラットフォーム、巨大データベースの形成、・・・ChatGPT）によって、知財の社会秩序をこの両者の裁判による決着によって収めるといえることができなくなったのです。

そこで大きな流れの一つは、日本では、利用を大きく容認しつつその利用の対価を補償金として徴収する制度を設けるという方法です。教育、放送、図書館における利用がすでにできています。

(8) ディープランニング・・・による情報共有

他は、情報共有社会の推進です。著作物の表現をそのまま利用することができないのは当然ですがそこに示される思想を理解する（ディープランニング）利用を許容しようという改正です。表現の利用は許容せずアイデア・思想を共有することを許容しようという考えです。これらは世界的潮流であったといえることができます。

ChatGPT の出現によって後者の利用にも枠をはめようという動きがあるようです。

知財による市場の形成は、コンピュータ技術からインターネット技術へ、さらに AGI 技術に移りつつあるのです。

さてそうすると ChatGPT 代表されるジェネラルな AI は、コンピュータプログラム、コンテンツ、データベース、クローリングによるコンテンツ、これらを総合した物なのだろうか。

4～X 近未来の AI

2012 年ジェフリー・ヒントン氏（カナダ・トロント大 AI 技術・言語モデル LLM の創始者）ディープランニング技術論文発表、会社ごと Google に売却（63 億円）・・・その 10 年後に ChatGPT 出現。

AI の次の課題は何か？

1 AI 自身が（人間の関与なしで）世の中の状況を把握する能力を取得できるか（「世の中の状況」とは何か？・・・すべての情報というべきではないか。）。・・・できる。

2 AI は感情を持ちうるか。人間の感情とは「主観的な体験」に基づく「判断」（ヒントン

氏)であるから、この意味の主観的体験は1の「状況・情報」によって取得できるし、当然判断もできる。・・・できる。

1+2・・・人間の能力を超える「スーパーインテリジェンス」・・・これは必ず来る。

今見えている問題点は何か？

- 1 フェイク動画等による分断、民主主義の崩壊 これは現在の問題
- 2 人間がAIに支配される可能性がある。・・・国際的規制に動いているが。
- 3 軍事・戦争ロボットの出現 (EU 法案は軍事規制がない。米中のAI規制・・・?)

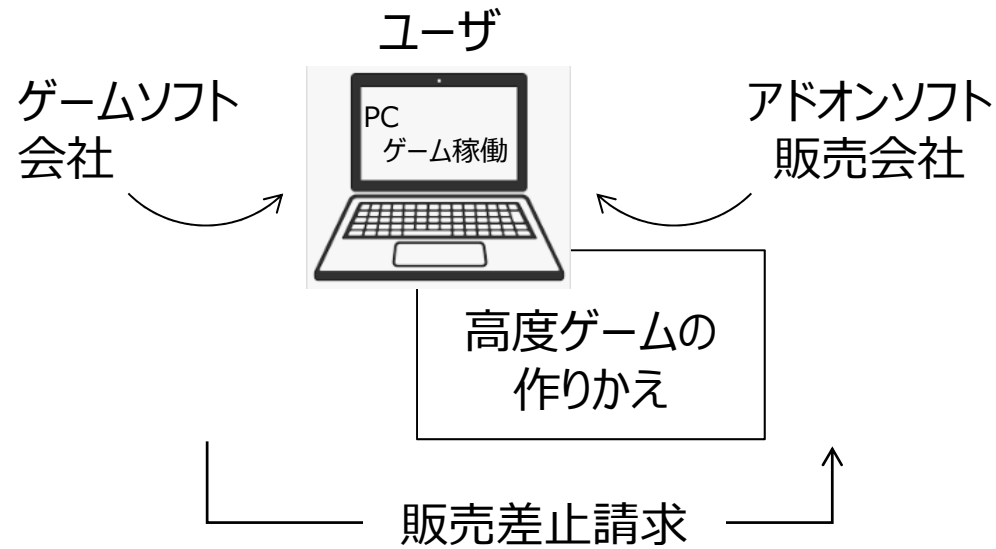
(1) 「マイクロソフト ベーシック インタープリタ事件」




物は何か？	OSプログラム
市場は何か？	ワールドワイド PC・OSの市場



(2) 「ときめきメモリアル事件」



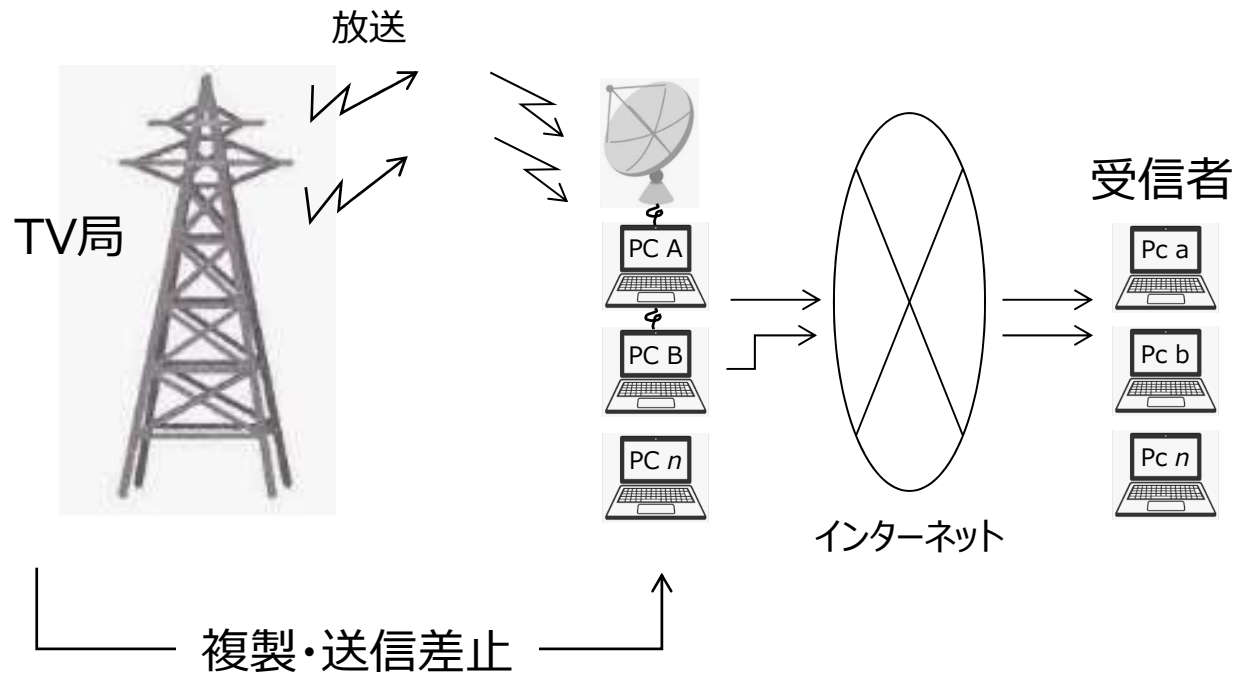
物は何か？	ゲーム用プログラム (アプリケーション)
市場は何か？	次世代ゲーム市場



The book cover for '同一性保持権の研究' (Research on Identity Preservation Rights) by 松田政行 (Masayuki Matsuda) is shown to the right of the table. The cover features the title, author's name, and a small image of a blue and white abstract pattern.

(3) 「まねきTV事件」

(4) 「ロクラクⅡ事件」

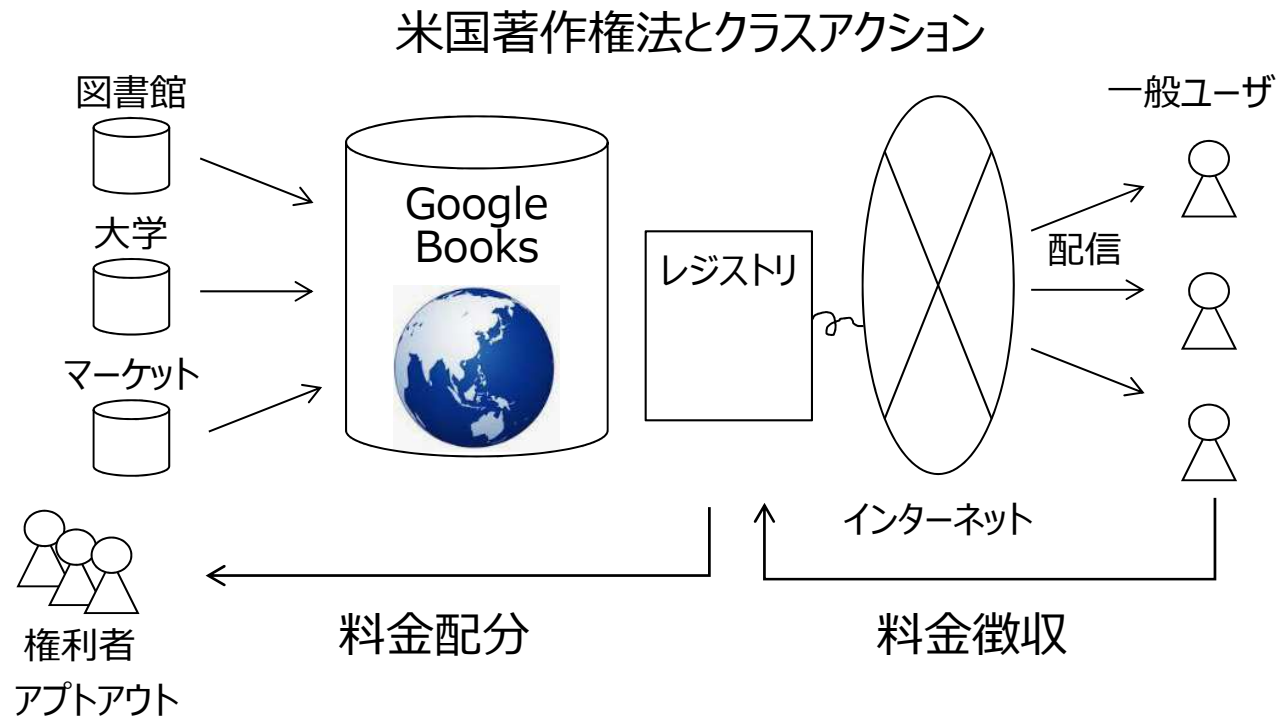


物は何か？ TV番組コンテンツ

市場は何か？ TV番組インターネット配信市場 (NHK+) (Tver)

(5) 2003年12月 Google書籍の電子データサービス 「Google Books」構想

2009年1月 全世界に和解案告知



物は何か？

書籍コンテンツ

市場は何か？

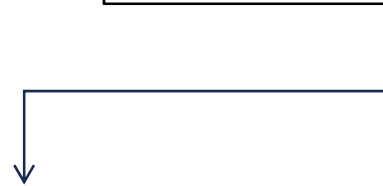
書籍 販売 (送信) 市場

(5) - 2

2015年 控訴審 判決

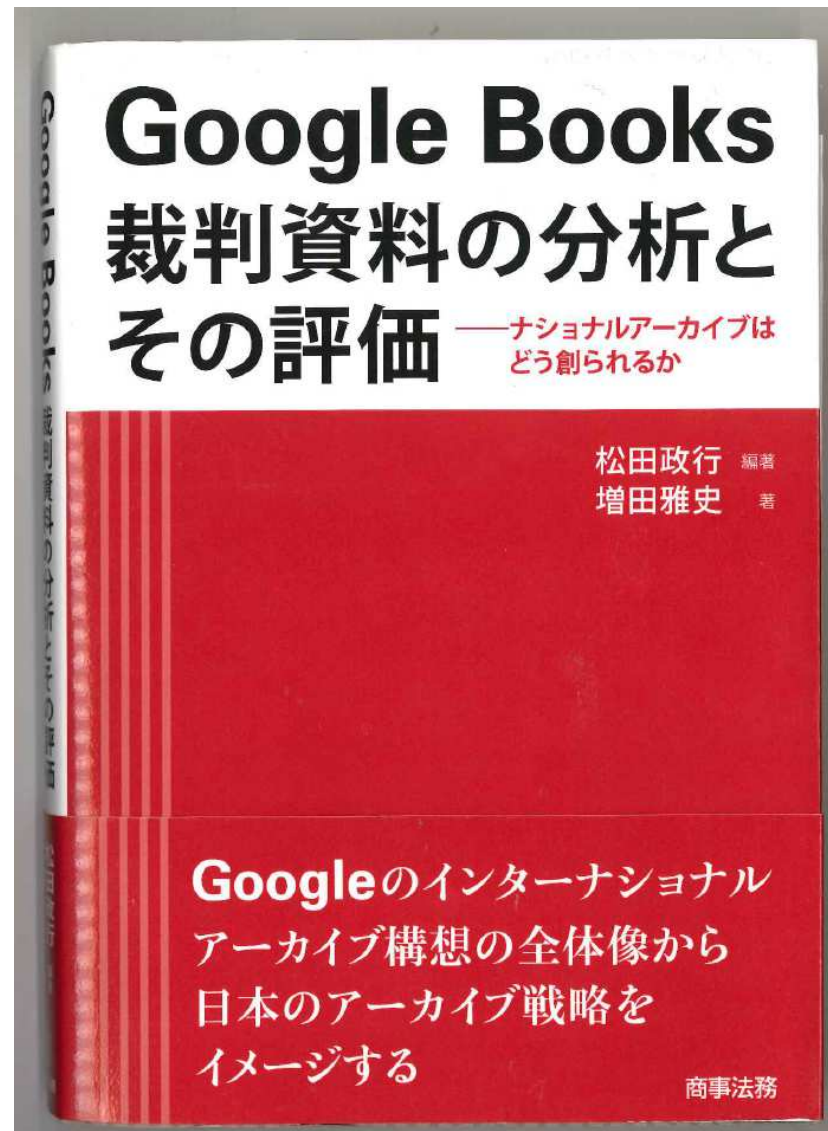
2016年 連邦最高裁 判決

商用利用	×
ナショナルアーカイブ	○
	※

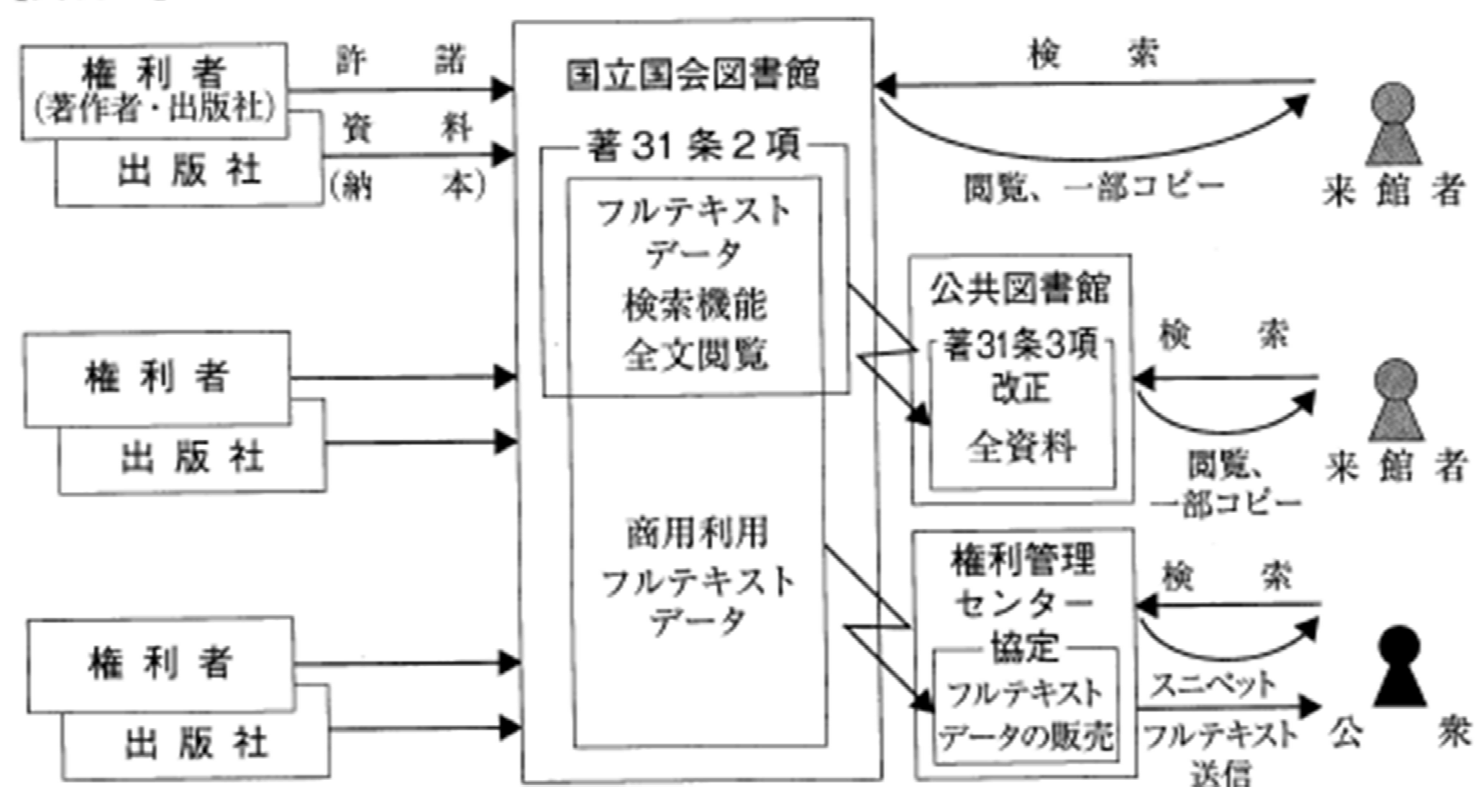


何に使うのか？ この市場は何か？

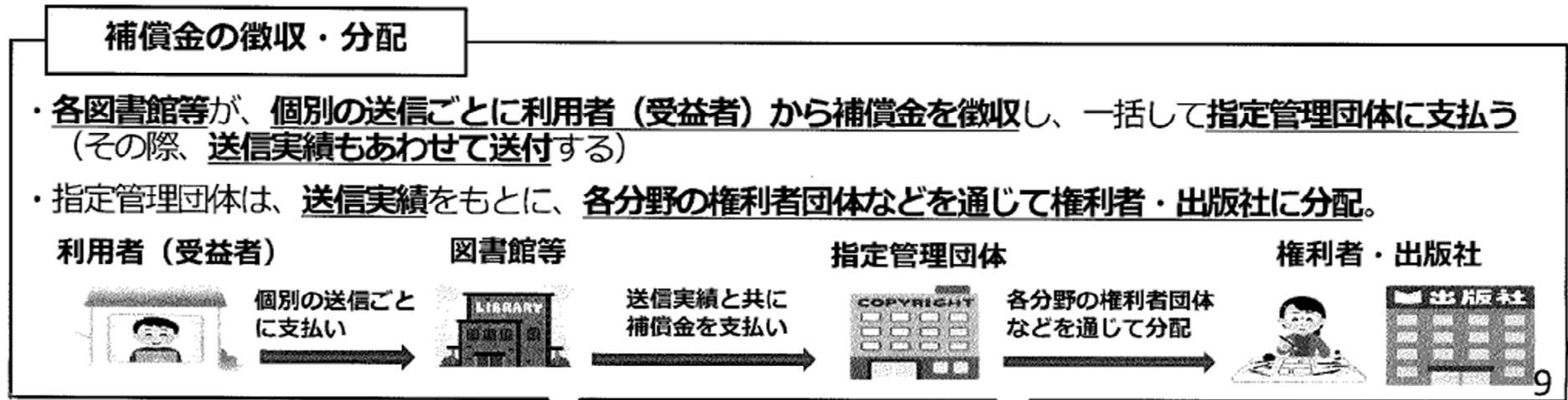
(6) 日本はどうする



【資料7】 将来の日本 国立国会図書館のモデル (想定)



(7) 日本はどうする 補償金制度による配分 1



物は何か？ 書籍コンテンツ → 全著作物
市場は何か？ 著作物（送信）市場

(7) - 2 日本はどうか 「著作物に表現された思想又は感情の享受を
目的としない利用」を宣言 (30条の4等)

データベース化

情報解析 → 生成 A I によるナショナルアーカイブの利用につながるのではないか？

(8) ディープラーニング...による情報共有

